

令和4年度 一般廃棄物処理実施計画



清 水 町



1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は清水町一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度策定）に基づき、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

(2) 計画区域 清水町全域

(3) 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 年間

(4) 発生・処理計画量

項 目	発生・処理計画量
燃やせるごみ	1,490 t
燃やせないごみ	280 t
資源ごみ	620 t
大型ごみ	60 t
合 計	2,456 t

※R2 一般廃棄物処理事業実態調査より推計

(5) 関連する法令等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 45 年厚生省令第 35 条）第 1 条の 3
 - ・ 清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 14 年 12 月 6 日条例第 66 号）
- 以上の規定により実施計画を策定し告示する。

2 一般廃棄物発生・排出抑制のための方策

(1) ごみの発生・排出抑制のための方策に関する事項

町は、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進し、町民・事業者へ浸透を図るため、以下の事業を実施する。

広報・啓発事業	家庭ごみ収集カレンダーの配布
	ごみ分別ブックの配布、活用
	広報等での啓発
	清水町クリーンデーの企画、実施
	「ごみ・資源物の適正な分別とリサイクル」のテーマに基づく啓発活動（ふれあいトークの活用）
環境学習・教育事業	町民を対象とした学習機会の提供（施設見学等の実施）

(2) ごみの減量化及び資源化に関する事項

町は、これまで実施しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進め、更なるごみの減量化及び資源化に向け以下の事業を実施する。

ごみ減量化・資源化事業	繊維リサイクルの推進
	小型家電の回収
	生ごみ減量化の推進（清水町衛生組合との連携）

ア 繊維リサイクルの推進

回収するもの		回収しないもの	備考
メリヤス地	シャツ、ズボン下、T シャツ、ベビー服、ポロシャツ 他	下着、枕、座布団、布団、便座カバー、ぬいぐるみ、カーテン、玄関マット、ジュータン、ハギレ、和服類（着物一式）、スキーウェア、手袋、反物、丹前、洗濯していないもの等	ボタン、ファスナー類はそのままで出す。 (必ずビニール袋に入れて出す)
綿地	シーツ、布団カバー、トレーナー、Yシャツ、ブラウス、パジャマ 他		
タオル地	タオル、バスタオル、タオルケット、ベビー服、バスローブ 他		
ネル地	寝間着 他		
その他	ジャージ、Gパン、背広、毛糸類、コート、ジャンパー		
毛布	毛布はひもで縛って出す。(必ず洗濯して出す)		
回収場所	役場、文化センター、御影支所に設置している指定袋で回収する。		

イ 小型家電の回収

回収するもの		備考
電話機、携帯電話、PHS 端末器、カメラ類一式、ビデオカメラ、DVD レコーダー・映像機器類、デジタルオーディオ機器類、パソコン、電子書籍端末器、電動工具一式、電子辞書、炊飯器、電気ストーブ、ゲーム機、電源等各種ケーブル類		電池は抜き、パソコン等の個人情報やデータを消去して出す。
回収場所	役場町民生活課、御影支所の各窓口で回収する。 ※R3 年度よりリネットジャパンリサイクル(株)と連携し、パソコンを中心にリサイクル事業を拡充させている。	

ウ 生ごみ減量化の推進（生ごみ処理容器の推奨）

生ごみの減量化を目指し、生ごみ処理容器（コンポスター）の使用を推奨する。

（3）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

ア 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理する。

- (ア) 事業者が自ら処理するか、又は町長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理する。
- (イ) 一般廃棄物の処分をくりりんセンターへ依頼する場合、事業者自ら同センターへ搬入又は町長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者へ同施設までの運搬を委託する。
- (ウ) 事業系一般廃棄物の処理を清掃センターで行う場合の事業者は、年間処理量の実績が 10 トン未満であること。

イ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出する。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器及び注射針等の鋭利なもの ・感染性の危険が高いと判断されるもの ・使い残して不用となった医薬品類 	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・針の付いていないチューブ類、カテーテル類 ・腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類 ・ストーマ袋、導尿バッグ 	汚物はトイレに流した上で、液漏れしないようにし、ビニール袋か紙袋に入れてから燃やせないごみ（指定袋）に入れて排出する。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製） 	中身を残さないで、燃やせないごみ（指定袋）に入れて排出する。

(4) 不法投棄への対応

町は、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、職員による廃棄物の監視パトロールの強化を図る。

(5) その他ごみの処理に関し必要な事項

ア 町は災害時のごみ処理対策は、清水町地域防災計画及び清水町災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

イ 町で処理しないものの周知を図る。

3 収集・運搬計画

(1) 町で収集するごみ・資源物

ごみ・資源物の種類	収集・運搬				中間・最終処分等		
	主体	回数	排出方法	方式	方法	主体	施設
燃やせるごみ	町 (委託)	週2回 (農村は週1回)	台所ごみ、布類、紙くず、木切れ等を指定有料袋に入れて排出する。	ステーション	焼却	組合	くりりんセンター うめ〜るセンター美加登
燃やせないごみ	町 (委託)	月2回	資源にならないプラスチック類、陶磁器、ゴム、革類等を指定有料袋に入れて排出する。	ステーション	破砕 選別	組合	くりりんセンター うめ〜るセンター美加登
缶・びん ペットボトル・ 金属類(スプレー缶含む)	町 (委託)	週1回 (農村は月2回)	洗浄し、「缶」「びん」「ペットボトル」「金属類」を別々の透明袋に入れて排出する。(スプレー缶は中身を出しきり穴を開ける。)	ステーション	資源化	選別・圧縮 指定法人	-
プラスチック容器	町 (委託)	週1回	汚れを取り除き、「プラ」「紙」は別々の透明袋に入れて排出する。	ステーション	資源化	容器包装リサイクル協会	-
紙容器						集積 指定法人	
古紙類	町 (委託)	週1回 (農村は月2回)	新聞・チラシ、段ボール、雑誌類、紙パックはそれぞれひもで束ね、シュレッターは透明の袋に入れて排出する。	ステーション	資源化	指定法人	-
古衣類 毛布類 小型家電	直接	随時	衣類、毛布類は透明袋に入れて直接所定の場所に、小型家電は直接窓口に持参する。	役場等	資源化	指定法人	-
乾電池 刃物	町 (委託)	月2回	乾電池・刃物は別々の透明袋、蛍光灯は製品の箱に入れて排出する。 ※二次電池は直接役場等に持参する。 オイルの残っているライターは透明の袋で排出する。	ステーション ※二次電池は役場等	資源化	町 (委託)	処分専門業者
蛍光灯 ライター							
大型ごみ	町 (委託)	申込制	大型ごみシールを添付して排出する。	戸別	破砕	組合	くりりんセンター うめ〜るセンター美加登

※回収する二次電池は JBRC の会員企業以外の電池

(2) 排出者又は許可業者が施設へ直接搬入するごみ

事業系一般廃棄物（商店、工場、事務所、農業等事業活動に伴い生じた産業廃棄物以外のごみ）及び引越しごみなど家庭から一時的に多量に発生したごみは、許可業者に収集運搬を委託するか、自ら下記の施設に搬入する。

ごみ・資源物の種類	収集・運搬		中間・最終処分等		
	主体	方法	方法	主体	施設
燃やせるごみ	排出者・許可業者	—	焼却	組合	くりりんセンター うめ〜るセンター美加登
燃やせないごみ		—	破砕 選別		くりりんセンター うめ〜るセンター美加登
缶・びん ペットボトル・ 金属類(スプレー缶含む)		洗浄し、「缶」「びん」「ペットボトル」「金属類」を別々の透明袋に入れて排出する。(スプレー缶は中身を出しきり穴を開ける。)	資源化 選別・圧縮	指定法人	—
プラスチック容器 紙容器		汚れを取り除き、「プラ」「紙」と別々の透明袋に入れて排出する。			容器包装リサイクル協会
古紙類		新聞・チラシ、段ボール、雑誌類、紙パックはそれぞれひもで束ね、シュレッターは透明の袋に入れて排出する。 ※木・枝類は直接処分業者へ排出する。	資源化	指定法人	—
木・枝類				許可業者	
大型ごみ		—	破砕	組合	くりりんセンター うめ〜るセンター美加登

(3) 町で処理しないもの

ア 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が適用される家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

イ 適正処理困難物

ピアノ、鉄柱、大型温水器、農機具、タイヤ、コンクリート片、ブロック、砂、土、石、瓦、ガスボンベ、消火器、バッテリー、廃油、灯油、塗料、火薬、農薬などの危険物、在宅医療廃棄物（鋭利なもの）など

ウ 特別管理一般廃棄物

PCB 使用部品、廃水銀、感染性一般廃棄物、ばいじん※、燃え殻※、汚泥※

※ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類の含有量が1グラムにつき3ナノグラムを超えるもの

(4) 一般家庭系廃棄物の収集地区と収集日

ア 収集地区

	A 地区	B 地区	農村地区
地域名	北1条、北2条、北3条、黎明、北星、北星団地、ホクレン、本通2、本通3、平和、本通5、栄、新栄、一新、交和、南2の2、竹葉、日の出1、日の出2(一部)、日の出3、朝日、交睦(一部)、日清(一部)、清光、若松、若松団地、鉄南、西文化、公栄、清和1(一部)、西清水、神居1(一部)、神居、日光、清美、宮の森団地、文京	日の出2(一部)、交睦(一部)、日清(一部)、神居1(一部)、曙、東和、富士、日甜、有明、清和団地、清和1(一部)、桂町、東団地、東清水、上清水(一部)、南清水、新緑、公苑東町、御影日の出、大成、睦、興亜、新興、奉賛、東洋、西都、大平、桜ヶ丘(一部)、羽田桐、桜ヶ丘団地、御影鉄南、さくら野、青葉	北清水、上清水、下佐幌、人舞、下人舞、熊牛、北熊牛、松沢、美蔓、御影、羽帯、旭山 新緑 各地域福祉館または指定収集場所

イ 収集日

区分	A 地区	B 地区	農村地区
燃やせるごみ	火・金	火・金	金
燃やせないごみ	基本収集日 月(第1・3)	基本収集日 月(第2・4)	基本収集日 月(第2・4)
資源ごみ(新聞、雑誌、缶、びん、ペットボトル等)	水	木	火(第2・4・5)
資源ごみ(容器包装プラ・紙容器)	木	水	月(※プラ容器) 紙容器は 月(第1・3・5)
大型ごみ	火(第1・3)		

(5) 収集の休務日 土・日、祝日及び12月29日から1月3日まで

(6) 収集開始時刻 午前8時30分

(7) その他 大型ごみの回収は1世帯5点以内(収集日前日の午前中までに連絡)

4 中間処理・最終処分計画

(1) 焼却処理施設

名称(所在地)	くりりんセンター(帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5)
供用開始	平成 8 年(清水町は平成 31 年 4 月より供用開始)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ
公称能力	330t/日(110t/24h×3 炉)
焼却対象物	可燃ごみ、破砕選別処理後の可燃ごみ
設置主体	十勝圏複合事務組合

(2) 破砕処理施設

名称(所在地)	くりりんセンター(帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5)
供用開始	平成 8 年(清水町は平成 31 年 4 月より供用開始)
公称能力	110t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	破砕・選別方式

(3) リサイクルセンター

名称(所在地)	清水町リサイクルセンター(清水町字羽帯 83 番地 8)
供用開始	平成 5 年 4 月
公称能力	0.7t/日
処理対象物	家庭系・事業系の資源ごみ
処理方式	選別・圧縮・梱包方式
選別設備	手選別作業(缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック) 磁選機・アルミ選別機(缶類)
圧縮減容設備	金属プレス機
梱包設備	圧縮梱包器(ペットボトル、プラスチック製容器包装)

(4) 最終処分場

名称(所在地)	うめ〜るセンター美加登(中川郡池田町字美加登 279 番 10)	
埋立開始年度	平成 13 年度(清水町は平成 31 年 4 月より埋立開始)	
埋立面積	27,029 m ²	
埋立容積	311,200 m ³	
残余容量	193,767 m ³ (令和元年 10 月現在)	
埋立最終年度	令和 7 年度(当初)	
浸出水	処理方式	逆浸透膜処理方式
	処理能力	25 m ³ /日

5 生活排水処理実施計画

(1) 計画区域 清水町全域

(2) 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 処理計画量

し尿及び浄化槽汚泥排出量	内 訳	
	し尿	浄化槽汚泥
4,100 kℓ	2,200 kℓ	1,900 kℓ

※R2年度一般廃棄物処理事業実態調査より推計

(4) 生活排水処理の目標

年 度	令和4年度
公共下水道人口	4,999 人
集落排水処理施設人口	1,607 人
合併処理浄化槽人口 (単独浄化槽人口を含む)	1,510 人
非水洗化(し尿収集)人口	1,142 人
生活排水処理率	87.97%

※汚水処理人口の推移より(水道課)

(5) 生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

処理施設	処 理 区 域
公共下水道処理場	清水市街
集落排水処理場	御影市街
合併処理浄化槽	公共下水道区域、集落排水処理区域を除く地区

(6) 合併処理浄化槽設置整備

町は、公共下水道事業区域外及び集落排水処理区域外の地区において、合併処理浄化槽の設置を促進する。

(7) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア し尿の収集運搬

収 集 区 域	収集運搬実施主体
公共下水道区域、集落排水処理区域を除く区域	町(委託許可業者)

イ 浄化槽汚泥の収集運搬

収 集 区 域	収集運搬実施主体
公共下水道区域、集落排水処理区域を除く区域	許可業者 5社